

出雲市景観計画

第2章 景観形成地域

1 景観形成地域に関する基本的事項

1-1 景観形成地域の指定

各々の地域の景観は、地域の特性により、その目指すべき整備の方向や手法は、おのずと異なっており、一律に考えることはできない。また、全ての地域について、早急に具体的な景観整備の基本計画を立案することは困難であり、すでに大きく変化しはじめている地域では、何らかの手だてがなければ美しい景観の創造はおろか、出雲の美しい景観という財産が失われてしまう恐れがある。こうした観点にたち、必要な地域を「景観形成地域」として指定し、きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図っていく。

1) 景観形成地域の指定にあたり考慮すべき地域

景観形成地域の指定にあたっては、以下に該当する地域を考慮し、地元と協議を行いながら指定を行う。

- 道路、河川、湖または海浜等に沿って、出雲らしい景観を形成している地域
- 歴史的まちなみを形成している地域
- 農村・漁村集落等で特徴的な景観を形成している地域
- 開発整備が予定されている地域で、今後、計画的に景観整備をする必要のある地域
- その他、主要公園周辺等

2) 計画に定める事項

景観形成地域において、当該地域の景観形成を図るため必要に応じ以下の内容を計画に定める。

① 景観特性

景観計画に基づいた当該地域の位置づけを明らかにすると共に、地区レベルの調査・解析を行い、地域の特性・課題を明らかにする。

② 景観形成の基本目標

地域の景観特性を踏まえて、景観形成の基本目標を示す。

③ 景観形成の基本方針

地域の景観形成の目標の実現のため、当該地域の景観形成の基本方針を示す。

④ 公共施設に係わる景観の形成に関する方針

⑤ その他、景観の形成に関する方針

その他、景観の形成に関し必要と認める事項として以下のようなものが考えられる。

(ア) 建築物に係わる景観の形成に関する方針

(イ) 工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

⑥ 景観形成基準

景観形成地域において景観形成計画を進めるにあたり，必要に応じ以下の内容の景観形成基準を定める。

ア．建築物等の規模、位置、色彩及び形態

(ア) 建築物

- ・建築物の高さ、色彩、形状、屋根及び外壁の材質等の基準
- ・建築物の位置の基準
- ・付属施設の配置、高さ、色彩、材質、形状等の基準

(イ) 工作物

- ・大きさ、数量、位置、色彩及び形態についての基準

(ウ) 広告物

- ・大きさ、数量、位置、色彩及び形態についての基準

イ．土地の形質

ウ．土地の緑化措置

- ・道路に面する部分の生け垣の基準
- ・敷地の緑化基準（シンボルツリーの選定、敷地周囲の緑化等）

エ．樹木の態様

オ．公共施設のデザイン

カ．その他

1-2 景観形成地域

合併前の出雲市及び島根県において、既に5地域が景観形成地域として指定され、良好な景観の形成が行われており、この5地域を引き続き景観形成地域として、個別に方針やきめ細やかな景観形成基準を定める。

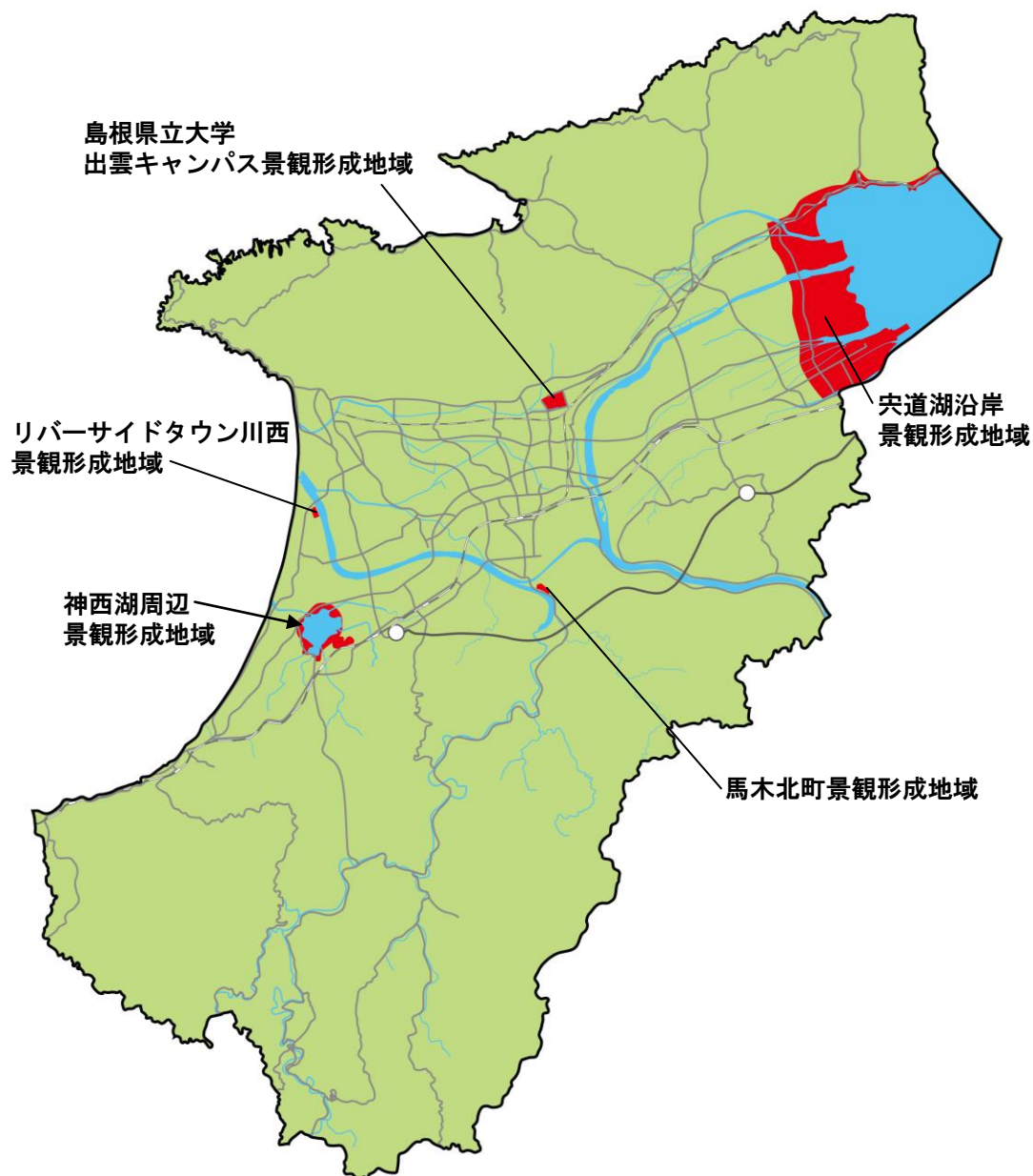


図 景観形成地域

1-3 届出対象行為

景観形成地域では、表に該当する行為について届出対象行為とする。

表 届出対象行為

行 為		左のうち届出を要しない行為 (景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づく条例第 5 条)
建築物の新築、増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 1 号)		当該行為(屋外階段、高架水槽及び冷却塔を除く)に係る部分の延床面積の合計が 10 m ² 以下のもの(新・増・改築後に高さ 5m を超えるものを除く)
は 工 模 様 替 又 は 色 彩 の 変 更 (景 観 法 第 16 条 第 1 項 第 2 号) は 移 転 、 外 観 を 変 更 す る こ と と な る 修 繕 若 し く	垣(生け垣を除く)、さく、塀、擁壁等	高さ 1.5m 以下のもの
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 広告塔、広告板、電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等	高さ 5m 以下のもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 自動車車庫の用に供する立体的施設 太陽光発電施設	高さ 5m 以下で、かつ築造面積が 10 m ² 以下のもの
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等 (これらの支持物を含む)	高さ 10m 以下のもの
	橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、栈橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明等	長さ 20m 以下で、かつ、高さが 5m 以下のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	高さが 1.5m 以下で、かつ、当該行為に係る部分の土地の面積が 100 m ² 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他土地の形質の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が 300 m²以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが 1.5m 以下のもの ・農林漁業を営むために行なうもの(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て及び干拓を除く) 注1: 大規模行為に該当するものを除く	
都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為 その他政令で定める行為 (景観法第 16 条第 1 項第 3 号)		
水面の埋立て又は干拓 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)		
木竹の伐採 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	・樹高 10m 以下の樹木の伐採	

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

1. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
2. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
3. 水面下における行為
4. 仮設の工作物の建設等
5. 次に掲げる木竹の伐採
 - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ. 仮植した木竹の伐採
 - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
6. 通常の管理行為で景観法施行令第8条第4号ロ及びハに規定される行為
7. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、高さ1.5メートル以下のもの
 - イ. 漁港区域内の養殖用作業施設、荷さばき所、野積場内における堆積
 - ウ. 港湾法区域内の荷さばき地内、野積場、貯木場内における堆積
 - エ. 都市計画区域内の工業地域、工業専用地域の区域内における堆積
 - オ. 堆積の期間が90日以下のもの
8. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
9. 国の機関又は地方公共団体が行う行為
※届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
10. 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ア. 文化財保護法、島根県文化財保護条例、出雲市文化財保護条例
 - イ. 都市計画法（地区計画等に定められた事項）
※地区計画等に定められた景観形成基準が、景観計画に定められている景観形成基準と同一な場合に限る
 - ウ. 屋外広告物法
 - エ. 島根県立自然公園条例
 - オ. 島根県自然環境保全条例
11. 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ア. 景観地区及び準景観地区
 - イ. 景観重要建造物
 - ウ. 景観重要公共施設
 - エ. 景観農業振興地域整備計画
 - オ. 自然公園法
12. 既着手行為（平成20年9月30日までに着手している行為。ただし、斐川地域については、平成26年6月30日までに着手している行為）

1-4 景観形成地域の拡充について

現在、指定している5つの景観形成地域以外に今後、重点的に景観形成を図る地域として、以下の地域を候補とする。これらの地域については、今後、地元と協議等を行いながら、景観形成地域への指定を目指していくものとする。

また、これらの地域以外にも重点的に景観形成を図る地域が確認された場合は随時追加していくものとする。

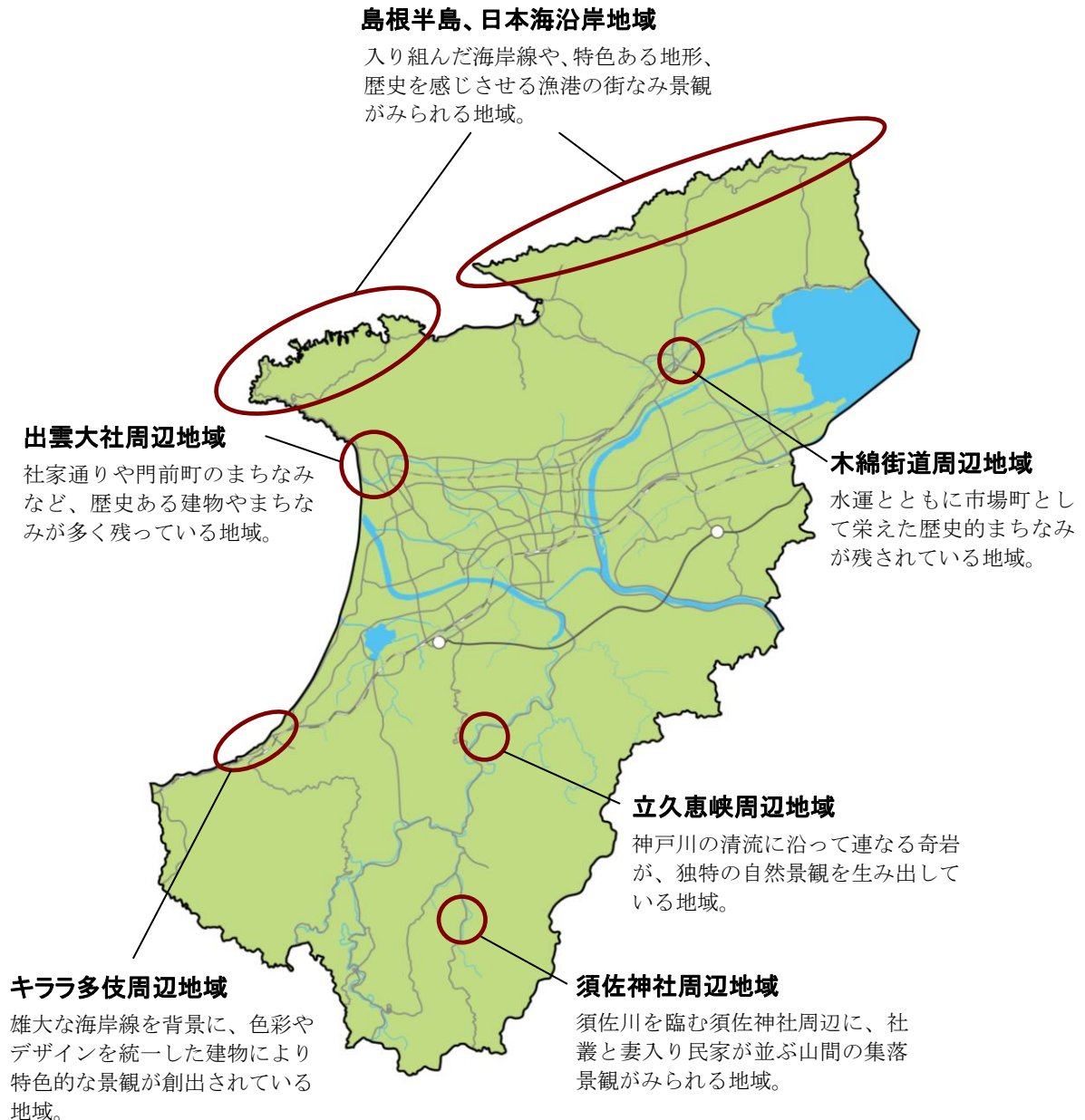


図 重点的に景観形成を図る必要のある地域

2 馬木北町景観形成地域

2-1 区域

1) 景観特性

馬木不動尊とその背後に広がるシイ群生林の景観と、電柱の後退や地中化など、緑多いすっきりとした住宅地としての景観がみられる。



2) 区域

南側は、国道 184 号、北側、西側は上塩冶町と馬木町の境界線または、それに沿う道路、東側は馬木大橋から真北へ上塩冶町と馬木町との境界を結ぶ範囲。(面積約 15ha)

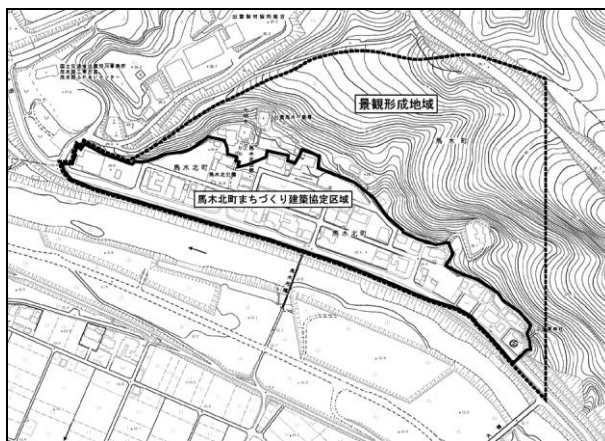


図 馬木北町景観形成地域

2-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「物語のあるまちづくり」

シイ群生林などの美しい自然景観や手入れの行き届いた生け垣のまちなみなど、ここを愛する住民の心を写し出す景観への取組を受け継ぐまちづくりを行う。

2) 景観形成の基本方針

●歴史を受け継ぐまちづくり

◇まちには、そのまちの歴史や物語がある。それらを新しいまちの中にも残すことが、自分たちのまちに愛着と誇りをもつことにつながる。

●子供の遊ぶ声が聞こえるまちづくり

◇子供たちが安全で快適に過ごせる親しみのある住環境を演出していく。

●住民がつくる美しいまちづくり

◇自然は人の心と力が加わることで、その美しさを守ることが出来る。美しい自然が残っている背景にはその自然を愛し、育てていくひるまぬ住民の努力がある。また、美しいまちなみは、ただ景観的な美しさのみならず、そこに住む人の心を写し出している。まちなみは、住民のものであり、皆でつくり出していくものである。楽しく快適に住むことのできる美しいまちのためのマナーやルールを守っていく。

3) その他、景観の形成に関する方針

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

◇緑豊かな低層住宅地域としての景観整備を図る。

◇馬木不動尊等を中心とする住宅地後方の緑と調和するように配慮する。

◇建築物は、統一感のあるまちなみを形成するよう配慮する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

◇工作物は出来るだけまちなみや建築物と調和するような形状、色彩とする。

◇自家用屋外広告物の設置は、デザイン・色彩などを考慮し、まちなみとの調和を図る。

◇自家用屋外広告物以外は、原則的に禁止する。

●その他

◇汚水処理施設の積極的な設置によって、河川の浄化、美化を図る。

◇住宅地の景観の背景を形づくる馬木不動尊周辺のシイ群生林の保全を図る。

2-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

馬木北町景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	馬木北町協定区域内	用途	・建築物は、原則として1戸建ての専用住宅とすること。
		位置規模	・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、国道境界線から2m以上、他の区画道路及び隣地境界線から1m以上後退すること。ただし、物置等の附属建築物で軒の高さが2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が20㎡以下のものは、この限りではない。 ・建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 ・建築物の階数は、地階を除き、2以下とし、高さは現況地盤から10m以下、軒高は7m以下とすること。
		形態意匠	・建築物の屋根は、均整のとれた形状とし、かつ、その勾配は隣地の住宅との調和を図ること。
		色彩	・次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 ア. 屋根・・・黒、茶又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・白又は淡色 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
		緑化	・道路に面する垣、柵の構造は、生け垣又は板塀とし、これらにかかる基礎部分の高さは道路面から0.5m以下とすること。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りではない。
	馬木北町協定区域外	用途	・建築物は、原則として1戸建ての専用住宅とすること。
		位置規模	・建築物の階数は、地階を除き、2以下とし、高さは現況地盤から10m以下、軒高は7m以下とすること。
		形態意匠	・建築物の屋根は、均整のとれた形状とし、かつ、その勾配は隣地の住宅との調和を図ること。
		色彩	・次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 ア. 屋根・・・黒、茶又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・白又は淡色 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
		工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模
形態意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。		
色彩	・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。		
素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。		
緑化	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。		
その他	・自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 ・電柱・街路灯等を利用した屋外広告物は設けないこと。		

行為	事項		景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採	遮へい		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置		<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
		馬木北町協定区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

3 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域

3-1 区域

1) 景観特性

島根県立大学出雲キャンパス周辺には、水田が広がり北山を背景とした出雲平野の田園風景がみられる。



2) 区域

西側は市道今市川跡日下線、東側は市道鳶巣 46 号線、北側は市道鳶巣 4 号線、南側は川跡駅を含め市道東林木平野線（産業道路）を境とする範囲。（面積約 55ha）

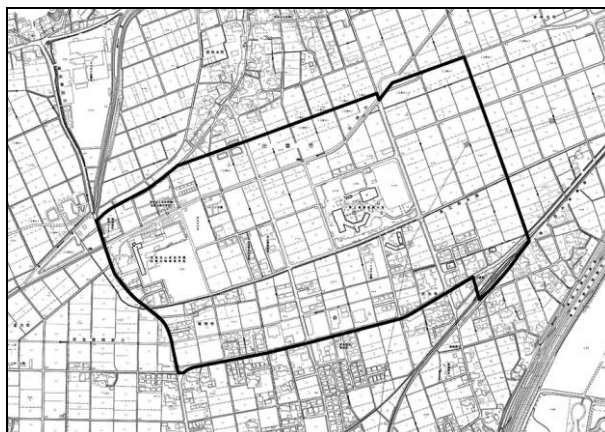


図 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域

3-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「北山を背景とした出雲らしい田園風景と調和した新しいまちづくり」

豊かな自然景観要素や人文景観要素を生かしながら、周囲の景観と調和したまちづくりを引き続き行い、地域が持つ豊かな景観の保全への取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

●背景の北山と調和するまちなみづくり

◇北山を背景とした出雲らしい景観は、住民の心と力で守ってきたものである。美しい景観は住む人の心を写し出している。島根県立大学出雲キャンパスの立地を契機として地区の活性化を図るとともに、北山を背景とした田園が広がる美しい景観に調和したまちなみへ誘導するためのマナーやルールを守っていく。

●皆が助け合う健康と福祉のまちづくり

◇皆がお互いに助け合いながら、健康で楽しく過ごすことのできる地域コミュニティは地域福祉の原点である。健全な地域コミュニティの形成を図り、子供からお年寄りまで健康で楽しく過ごせるまちを創っていく。

●住民がつくる暮らしやすい豊かなまちづくり

◇住民のたゆみない努力によって守られてきた美しい自然や貴重な歴史的遺産を保全或いは活用し、安全で快適に住むことのできる環境を整備し、次の時代を担う子供たちが、愛着と誇りを持てる暮らしやすい豊かなまちを皆で創っていく。

3) その他、景観の形成に関する方針

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

- ◇背景となる北山や周囲の農村景観との調和を図る。
- ◇建築物は、統一感のあるまちなみを形成するよう配慮する。
- ◇島根県立大学出雲キャンパスより高い建物は、原則として禁止する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

- ◇工作物は出来るだけまちなみや建物など、周囲の景観との調和を図る。
- ◇自家用屋外広告物の設置は、デザイン、色彩などを考慮し、まちなみとの調和を図る。
- ◇自家用広告物以外の屋外広告物は、原則的に禁止する。

●その他

- ◇汚水処理施設の整備により、河川・水路の浄化、美化を図る。
- ◇敷地の緑化を図る。
- ◇良好な生活環境を阻害するような土地利用は避ける。

3-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁は、道路境界線から2m以上、他の敷地からは1m以上後退させること。ただし、市道川跡鳶巣線に面する外壁は、道路境界から3m以上後退させること。なお、物置等の附属建築物で軒の高さが2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が20㎡以下のものは、この限りではない。 ・建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 ・建物の高さは、原則として15m以下とすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根は、原則として勾配屋根とし、瓦及びこれらに準ずるものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 屋根・・・黒、茶(来待色)又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・原色は避ける。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する垣、柵の構造は、生け垣とし、これらにかかる基礎部分の高さは道路面から0.5m以下とすること。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りではない。 ・住宅以外の用途に供するもので、その敷地面積が1,000㎡を超えるものは、北側及び西側に築地松あるいはこれに準ずる緑化措置を図ること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 ・電柱・街路灯等を利用した屋外広告物は設けないこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。

行為	事項	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として前面道路から1.5m以下とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

4 リバーサイドタウン川西景観形成地域

4-1 区域

1) 景観特性

神戸川や長浜海岸から延びる松林などの緑豊かな自然景観やぶどうのビニールハウスなどの農村景観に囲まれた住宅地としての景観がみられる。



2) 区域

西側は市道長浜 312 号線と一部西側住宅、東側は市道長浜 328 号線、北側は市道長浜 315 号線、南側は市道蛇島崎屋線と一部南東側住宅を境とする範囲。(面積約 2ha)

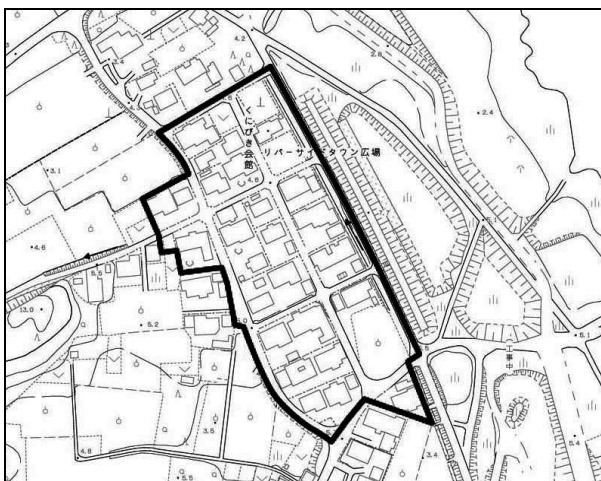


図 リバーサイドタウン川西景観形成地域

4-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「神戸川と松林に調和した緑豊かなまちづくり」

神戸川や松林などの自然景観に調和したまちづくりを引き続き行い、地域が持つ豊かな景観の保全への取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

●周囲の自然に調和したまちづくり

◇この地区の周囲の自然景観は、住民の心と力で守ってきたものであり、この美しい景観を保全しながら、これに調和したまちなみを誘導し、快適に住むことができるまちを創るためのルールを守っていく。

●住民がつくる暮らしやすいまちづくり

◇快適に住むことができる環境を整備し、次の時代を担う子供たちが、愛着と誇りを持てる暮らしやすいまちを創っていく。

3) 公共施設に係わる景観の形成の方針

●神戸川周辺整備

◇神戸川周辺の整備は、自然景観を生かして行うものとする。

4) その他、景観の形成に関する方針

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

◇緑豊かな低層住宅地域として景観整備を図る。

◇建築物は、統一感のあるまちなみを形成するよう配慮する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

◇工作物はできるだけまちなみや建築物と調和するよう整備する。

◇屋外広告物の設置は、原則的に禁止する。

●その他

◇汚水処理施設を整備し、河川の浄化、美化を図る。

◇ポケットパーク及びゴミ置場の景観整備を図る。

4-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

リバーサイドタウン川西景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	用途	・建築物は、原則として1戸建ての専用住宅とすること。
	位置規模	・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、原則として、道路から1m以上、隣地境界から1m以上後退すること。 ・建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 ・建築物の階数は、地階を除き、2以下とし、高さは現況地盤から10m以下、軒高は7m以下とすること。
	形態意匠	・建築物の屋根は、原則として勾配屋根とすること。
	色彩	・原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 ア. 屋根・・・黒、茶又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・白又は淡色 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	緑化	・道路に面する垣、柵の構造は、原則として生け垣又は板塀若しくは補強コンクリートブロック造等で表面仕上げを行い、天端を瓦等で葺いたものとし、道路面からの高さは1.6m以下とすること。ただし、道路面からの高さが1m以下の擁壁や土留はこの限りではない。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	・行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
	緑化	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
その他	・屋外広告物は原則として設けないこと。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。

行為	事項	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

5 神西湖周辺景観形成地域

5-1 区域

1) 景観特性

景観形成地域の設定については、地域特性を考慮し、その範囲を「神西湖湖畔ゾーン」と「神西緑ヶ丘ゾーン」の2つの地域に分ける。

「神西湖湖畔ゾーン」では、神西湖湖面と湖岸や周辺のヨシ原が、季節感のある美しい水景と伸びやかな風景を形成する景観がみられる。「神西緑ヶ丘ゾーン」では、神西湖の背景となる南東側丘陵地に位置する住宅地としての景観がみられる。



神西湖湖畔ゾーン



神西緑ヶ丘ゾーン

2) 区域

神西湖湖畔ゾーンは、神西湖湖面及び差海川から神西湖の東岸沿いに西神西町と湖陵町境までの湖岸よりおおむね 200m の図に示す範囲と、同境から後谷川までの湖岸から主要地方道湖陵掛合線までの範囲、及び差海川から神西湖の西岸沿いに後谷川までの湖岸から 5 m までの範囲（面積約 175ha 水面含む）

神西緑ヶ丘ゾーンは、建築協定区域となっている神西緑ヶ丘団地を含む図に示す範囲。（面積約 21ha）

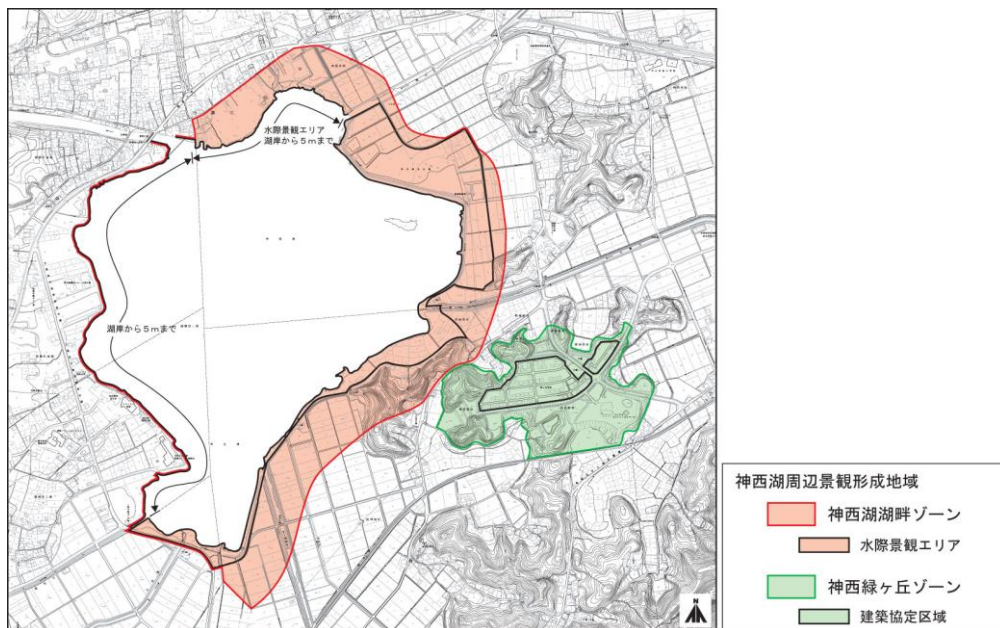


図 神西湖周辺景観形成地域

5-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「美しい神西湖湖畔の景観と調和した、快適で潤いのあるまちづくり」

ヨシ原などで囲まれた、豊かで穏やかな湖畔の景観を守り、美しい湖畔の景観と、それに調和するまちづくりの取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

《神西湖湖畔ゾーン》

●湖畔の適正な土地利用と快適な水辺環境の整備

◇神西湖は多様な生物の生息空間であり、自然をそのまま保全すべき場所や開発整備が必要な場所など、神西湖の総合的な保全や利用を考慮し、湖畔の適正な土地利用形成と親水性のある快適な水辺環境の整備を図る。

●神西湖の水景を引き立たせるヨシ原の保全と創造

◇湖岸植生を保全し、湖畔がもつ魅力ある水景の保全に努める。

●総合的な水質悪化防止と浄化対策の推進

◇河川改修など総合的な水質改善の措置や、住民参加による水質悪化防止及び浄化を進める。

《神西緑ヶ丘ゾーン》

●住民参加によるまちづくり

◇住宅地としての良好な景観、生活環境を形成し維持していくための建築協定に基づき、住民一人ひとりが参加するまちづくりを進める。

●緑豊かなまちづくり

◇街路樹の設置や敷地内の緑化に努め、「緑ヶ丘」の名のとおり緑豊かなまちづくりを進める。

3) 公共施設に係わる景観の形成に関する方針

《神西湖湖畔ゾーン》

●親水性のある護岸の整備

◇コンクリート護岸を多自然型護岸に再生し、神西湖の水景との調和を図るとともに、市民がより身近に水に親しめるよう、水辺に直接アクセスできるように修景、整備を行う。

4) その他、景観の形成に関する方針

《神西湖湖畔ゾーン》

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

◇神西湖湖畔の原風景を残すため、水際景観エリアにおいては、特に神西湖湖面や周囲の田園風景との調和を図る。

◇対岸から見て、背景となる山稜との調和を図る。

●**工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針**

◇神西湖湖畔の原風景を残すため、水際景観エリアにおいては、特に神西湖湖面や周囲の田園風景との調和を図る。

◇自家用広告物の設置はデザイン、色彩などを考慮し、神西湖湖面や周囲の田園風景との調和を図る。

◇自家用広告物以外の屋外広告物は原則として禁止する。

●**その他**

◇広域的な神西湖水系の連携を図り、水質浄化対策を進める。

◇汚水処理施設の整備を促進し、水質浄化を進める。

◇敷地の緑化を図る。

◇神西湖湖面や周囲の田園風景との調和を阻害するような土地利用は避ける。

《**神西緑ヶ丘ゾーン**》

●**建築物に係わる景観の形成に関する方針**

◇緑豊かな低層住宅としての景観整備を図る。

◇建築物は統一感のあるまちなみを形成するように配慮する。

●**工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針**

◇工作物はできるだけまちなみや建物など周囲の景観との調和を図る。

◇自家用広告物の設置はデザイン、色彩などを考慮し、まちなみとの調和を図る。

◇自家用広告物以外の屋外広告物は原則として禁止する。

●**その他**

◇広域的な神西湖水系の連携を図り、水質浄化対策を進める。

◇敷地の緑化を図る。

◇良好な生活環境を阻害するような土地利用は避ける。

5-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

神西湖周辺景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	神西湖湖畔ゾーン	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 建築物の高さは、神西湖との調和を図るため、原則として 13m以下とすること。 建築物の外壁は、神西湖との景観調和と親水性を確保するため、湖岸から原則として 5m以上離すこと。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合は生け垣等の植栽に努めること。 大規模な建築物、工作物及び駐車場等にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。
	(住宅団地 神西緑ヶ丘ゾーン) 建築協定区域)	用途	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、原則として 1 戸建ての専用住宅、又は併用住宅とすること。
		位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、古志神西団地三部線及び神西団地南北線(以下、幹線道路という。)から 2m以上、他の区画道路から 1.5m以上、及び隣地境界線から 1m以上後退させること。ただし、物置等の附属建築物で軒の高さが 2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が 40 m²以下のものはこの限りではない。なお、雪ずり等により、他の土地に迷惑をかけない配置とすること。 建築面積は、敷地面積の 10 分の 6 を超えないこと。 建築物の階数は、地階を除き、2 以下とし、高さは現況地盤から 10m以下、軒高は 7m以下とすること。 幹線道路からは車両の進入路を設けないこと。
		形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、均整のとれた形状とし、かつ、その勾配は隣地の住宅との調和を図ること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する垣、柵の構造は、生け垣又は開放性のあるフェンスを原則とし、コンクリートブロック等の塀をする場合は、宅地地盤面からの高さを 1m以下とすること。ただし、フェンス及びコンクリートブロック等の塀をする場合は、植栽を併設すること。 敷地内はできる限り緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。
	(その他の区域) 神西緑ヶ丘ゾーン	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な建築物の外壁は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図ることが可能な空地を確保するため、主要道路から原則として 5m以上離すこと。
		形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態は、周囲に威圧感を与えないようなものとする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。

行為	事項	景観形成基準			
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。 			
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。 			
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。 			
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 			
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 大規模な建築物、工作物及び駐車場等にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。 			
	その他	<table border="1"> <tr> <td>共通事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 電柱、街路灯等を利用した広告物は、設けないこと。 </td> </tr> <tr> <td>神西湖湖畔ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄塔等の大型工作物は原則として設けないこと。 </td> </tr> </table>	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 電柱、街路灯等を利用した広告物は、設けないこと。 	神西湖湖畔ゾーン
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 電柱、街路灯等を利用した広告物は、設けないこと。 				
神西湖湖畔ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔等の大型工作物は原則として設けないこと。 				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> 水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない位置、規模とすること。また、物品を積み上げる場合には、高さを低くするなど、周囲に威圧感を与えないようなものとする。 適切な集積又は貯蔵に努めること。 			
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。 			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 神西湖湖畔ゾーンにおいては、水辺環境を阻害するようなゴミや産業廃棄物の集積や投棄、またはこれによる土地の造成をしないこと。 			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。 			
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。 			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。 			

都市計画法 第4条第13 号に規定す る開発行為 その他政令 で定める行 為及び土地 の形質の 変更	変更後 の形状	共通 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
		神西緑ヶ丘 ゾーン(住宅 団地)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の区画を変更する場合は、180㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。 ・幹線道路からは車両の進入路を設けないこと。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。 	
水面の埋立 て又は干拓	埋立て、干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。 	

6 宍道湖沿岸景観形成地域

6-1 区域

1) 景観特性

宍道湖の穏やかな湖面と、広がりのある水田地帯、築地松の散居集落、湖畔沿いの道路や集落がみられる。また、多自然型護岸整備やヨシ原の創出などで魅力ある水景が作り出されている。



2) 区域

西側は主要地方道斐川一畑大社線の道路中心線から西へ200m線界、北側は国道431号の道路中心線から北へ200m線界で一畑電鉄一畑口駅及び軌道を含む範囲。(面積約3,400ha 水面含む)

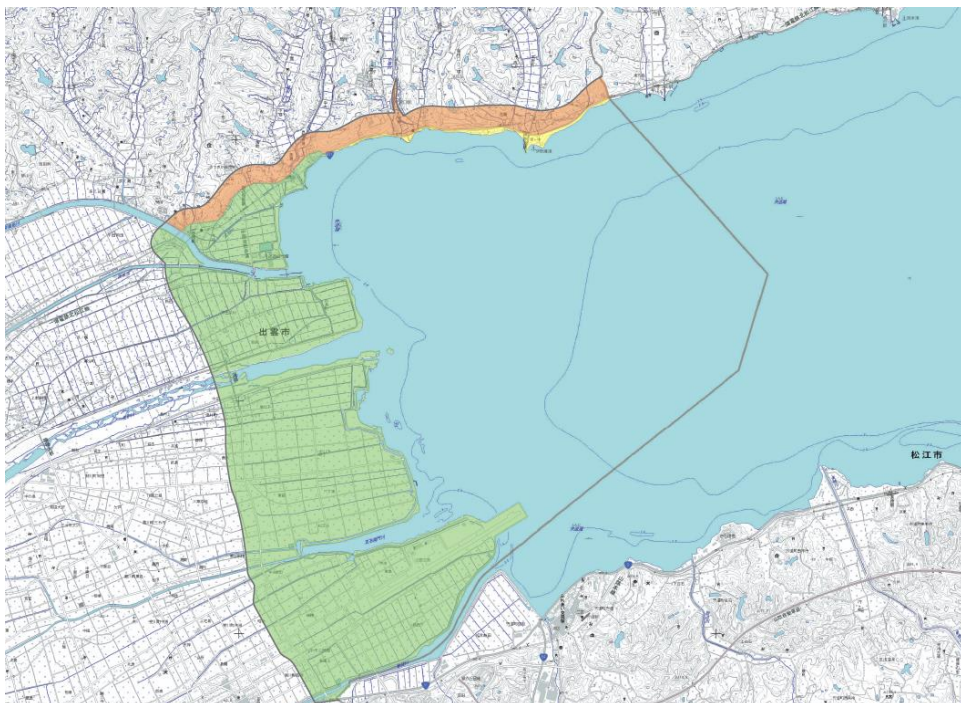


図 宍道湖沿岸景観形成地域

6-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「穏やかな宍道湖の景観と湖岸に広がる農村景観の美しい景観を大切に守り、育てる」

宍道湖沿岸は、穏やかな湖面が広がる宍道湖と、広々とした田園と地域固有の築地松散居集落など特徴的な景観が広がる景観がみられる。宍道湖沿岸の穏やかな景観と出雲平野の広々とした豊かな景観を守り、育て、この景観を次世代へ残す取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

[景観特性のゾーン区分]

宍道湖沿岸地域の個性や景観特性を生かし、現況の土地利用状況と将来の景観変化の可能性を勘案しながら、次の四つの基本的事項を踏まえてゾーン区分し、より効果的な景観形成を図るものとする。

- ①土地利用計画に適合した景観形成を図るものとし、田園や農村景観など地域にふさわしい景観形成を図る。
- ②宍道湖の周囲を取り巻く一般国道431号、県道斐川一畑大社線（以下「主要道路」という。）は宍道湖を見る主たる展望地であり、主要道路から湖側については、特に、道路からの眺望に配慮した景観形成を図る。
- ③築地松散居集落など、宍道湖沿岸景観を特徴づける地域の個性を生かした景観形成を図る。
- ④河川改修など総合的な水質改善の措置や、住民参加による水質悪化防止及び浄化を進める。

以上の点を考慮し、ゾーン区分図のとおり、次の4つのゾーンに区分して、それぞれのゾーンの特性を生かした景観形成を図るものとする。

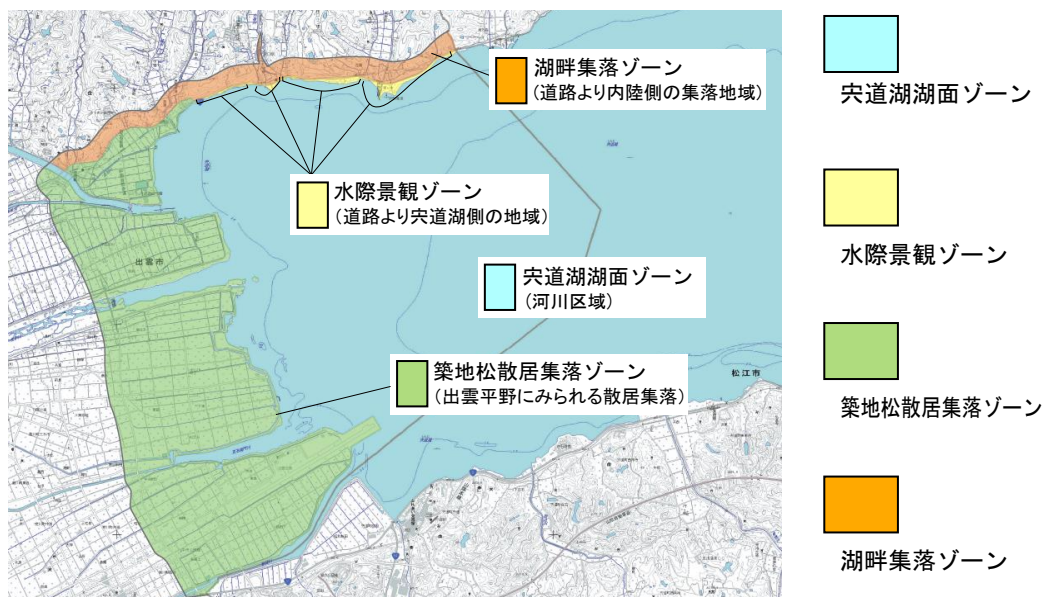


図 ゾーン区分図

[景観形成の基本方針]

宍道湖沿岸景観形成地域の4ゾーンにおける景観形成の基本方針を示す。

表 景観形成の基本方針

ゾーン	景観形成の基本方針
宍道湖湖面ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある穏やかな湖面景観の保全と親水性の確保を基本とした景観形成を図るものとする。 ・湖面に関わる整備については、「斐伊川水系河川環境管理基本計画」及び「宍道湖の保全・整備に関するマスタープラン」に基づき整備を図るものとし、砂浜やヨシ原等の残る箇所については、その保全に努めるとともに、コンクリート護岸については、可能な限り石材等を用い、または、砂浜に復元するなど親水性を高めるよう努めるものとする。 ・河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づく設置を除き、できるだけ工作物等の設置は避けるものとする。なお、マリーナなどを設置する場合は、宍道湖の優れた景観的魅力を高めることに特に配慮するものとする。
水際景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・湖上や主要道路及び対岸等から視認される良好な宍道湖景観の保全に特に配慮するものとする。 ・貴重な親水空間及び展望地としての優れた立地特性を生かして、湖の景観を楽しむための親水展望園地や駐車場を設け、湖岸部における展望地ネットワークの形成を図るものとする。 ・大規模な建築物の設置等にあたっては、湖への眺望やアプローチを阻害するようなものは避けるものとする。レクリエーション施設等、湖岸の適正利用を目的とした施設の設置についても、その配置や形態、意匠、色彩等には特に配慮し、敷地内修景緑化等も十分行うよう努めるものとする。 ・屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。 ・電柱や鉄塔などは、色彩・規模について、湖畔景観に特に配慮するとともに、電線類の地中化などの検討を行うものとする。
築地松散居集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に誇り得る、特徴的な築地松散居集落が織り成す景観を保全することを基本とした景観形成を図るものとする。このため、最も重要な景観構成要素である築地松の保護・育成とともに伝統的な民家形態やまとまりのある農地の保全を図るものとする。 ・新たな建築物、工作物の設置に際しては、築地松散居集落と調和するよう、その形態、意匠、色彩等には特に配慮し、敷地内修景緑化等も十分行うよう努めるものとする。 ・屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。 ・道路については、街路樹の整備や案内標識等のデザインを工夫し、風格のある沿道景観の形成を図るものとする。
湖畔集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・湖岸と山裾にはさまれた道路沿いに集落が広がっている領域であり、湖を望む連続的な展望地としての良好な沿道景観と、緑豊かな集落景観の形成を図ることを基本とする。 ・沿道に立地する民家等については、生け垣や中高木による緑化を図り、緑豊かな沿道景観の形成を図るものとする。また、鉄道沿線に立地する民家等については、車窓からの眺望に配慮し、生け垣等による修景を図るものとする。 ・道路については、できる限り街路樹等の整備に努めるとともに、防護柵や案内標識等は宍道湖への眺望に配慮するものとする。 ・法面や擁壁については、できる限り緑化修景を行うものとする。 ・屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。 ・電柱や鉄塔などは、色彩・規模について、湖畔景観に特に配慮するとともに、電線類の地中化などの検討を行うものとする。

6-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

宍道湖沿岸景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	(1) 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける建築物の設置は避けること。(注1)	(2) 主要な展望地(注2)からの眺望を妨げることのないような位置とすること。				
			(3) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らないような位置とすること。				
			(4) 大規模な建築物の外観は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路(注3)から5m以上後退させること。その他の建築物の外観は、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路から2m以上後退させること。				
	規模	-	(5) 外壁の後退について、敷地上の制約から上記の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。				
			(6) 水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とするとともに、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。	(7) 築地松散居集落に隣接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。	(8) 敷地境界線からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
			(1) 主要な展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。				
	形態	-	(2) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らない規模とすること。				
			(3) 周囲に圧迫感を与えない規模とすること。				
			(4) 主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。	(5) 築地松の高さと調和するよう配慮すること。	(6) 隣接する建築物との調和に配慮した規模とすること。		
	意匠	-	(1) 地域の基調となる景観に調和した形態とすること。				
			(2) 周囲に圧迫感を与えない形態とすること。				
			(3) 主要道路から湖への眺望及び対岸や湖上からの眺望を考慮した形態とすること。	(4) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、原則として屋根の形態を合わせること。	(5) 街並みとしてまとまりのある形態とすること。		
色彩	-	(1) 地域の基調となる景観に調和するとともに、まとまりのある意匠となるよう工夫すること。					
		(2) 大規模な建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また、平滑で大きな壁面が生じないよう陰影効果のある壁面の処理を工夫すること。					
		(3) 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋外設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできるだけ限り見えないよう工夫すること。					
素材	-	(4) 建築物に設置する看板及び広告等は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留めるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。					
		(5) 対岸や湖上からの眺望に配慮し、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫すること。	(6) 築地松散居集落における建築物に調和した意匠とすること。	-			
		(1) けげばけいさい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。					
(2) 使用する色数を少なくするよう努めること。							
(3) 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。							
(4) これらによる他、別途色彩基準(P.28)の基準による。							
(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。							
(2) 外壁等の素材は、周辺の景観と調和したものを使用するとともに、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。							

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を要する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	敷地の緑化	-	(1)敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。		
			(2)樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。		
			(3)大規模な建築物にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。		
			(4)駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。		
			-	(5)築地松による緑化に努めること。	-
	その他	-	(1)屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。		
			(2)屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。		
			(3)空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。		
			(4)アンテナを共同化するよう努めること。		
			(5)壁面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、設置しないよう努めること。		
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を要する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	(1)河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける工作物の設置は避けること。 (注1)	(2)主要な展望地(注2)からの眺望を妨げることのないような位置とすること。		
			(3)対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らないような位置とすること。		
			(4)大規模な工作物の外観は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路(注3)から5m以上後退させること。その他の工作物の外壁は、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路から2m以上後退させること。		
			(5)外壁の後退について、敷地上の制約から上記の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。		
			(6)水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とするとともに、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。	(7)築地松散居集落に隣接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。	(8)敷地境界線からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
			規模	-	(1)主要な展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。
	(2)対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らない規模とすること。				
	(3)主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。	(4)築地松の高さと調和するよう配慮すること。			(5)隣接する建築物との調和に配慮した規模とすること。
	形態	-	(1)周辺の基調となる景観に調和した形態とすること。		
			(2)主要道路からの湖への眺望を考慮した形態とすること。	-	(3)街並みとしてまとまりのある形態とすること。
	意匠	-	(1)周辺の基調となる景観に調和するとともに、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。		
	色彩	-	(1)けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。		
			(2)使用する色数を少なくするよう努めること。		
(3)これらによる他、別途色彩基準(P.28)の基準による。					
素材	-	(1)地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。			
		(2)素材は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。			
敷地の緑化	-	(1)敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。			
		(2)樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。			
		(3)大規模な工作物にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。			
		-	(4)築地松による緑化に努めること。	-	
その他	-	(1)屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。			


行為	事項	央道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
工 作 物 （ 個 別 事 項 ）	※1	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 湖や道路に面して設置するものにあつては、できる限り生け垣とすること。 (3) 擁壁を設ける場合には、外観の意匠に工夫し、圧迫感を軽減するよう努めること。		
	※2	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 特に突出したものは設置しないよう努めること。 (3) 目立つ位置への設置は控えること。 (4) できる限りすっきりした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 (5) 敷地の周囲の緑化に努めること。		
	※3	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3) 敷地境界線からできる限り後退させること。 (4) 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
	※4	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3) 原則としてこのゾーンへの設置は控えることとし、設置する場合であっても、湖岸線からできる限り後退した目立ちにくい場所とすること。 (4) できる限りすっきりとした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 (5) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
	※5	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は控えること。 (4) やむを得ず設置する場合は、できる限りすっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、特徴的な周辺景観との調和に配慮すること。	(3) 目立つ位置への設置は控えること。 (5) できる限りすっきりした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。	(6) 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
	※6	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 鉄塔は、設置しないこと。 (4) 原則として、電線類の地下埋設化を図ること。 (6) やむを得ない場合には、電柱は、できる限り整理統合を図り、極力目立たない位置となるよう配慮すること。 (7) 形態の簡素化を図るとともに、周辺景観になじんだ意匠、色彩とすること。 (8) 道路沿いに設置する場合には、湖面側への設置を避けるとともに、街路樹の成長を妨げないよう高さ、位置を工夫すること。	(3) 鉄塔はできる限り設置しないよう努めること。 (5) できる限り電線類の地下埋設化に努めること。	

行為	事項	央道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
工作物 (個別事項)	※7	(1) このゾーンへの設置は避けること。		(2) 自家用広告物を除き、このゾーンへの設置は避けること。	
				(3) 自家用広告物にあっても、表示面積の合計が7㎡以下とし、設置箇所数は2個以下とすること。	
				(4) 周辺の建築物と調和したものとなるよう形態、意匠の工夫を図るよう努めること。	
				(5) 突き出し広告物の上端は建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置する位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。	
				(6) 屋上広告物については、屋上又は塔屋等の水平投影面から、はみ出さないようにするとともに、建築物の色彩と調和するものとする。	
				(7) 壁面広告は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告は一壁面に1個とすること。また、壁面広告物の下地の色彩は、壁面と合わせる。	
				(8) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。	
				(9) 蛍光塗料は、使用しないように努めること。	
				(10) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物の照明は点滅しないこと。	
		木竹の伐採	伐採の方法	(1) 農林業を営むために行う木竹の伐採、間伐等木竹の保育のために行われる木竹の伐採及び枯損した木竹又は危険な木竹の伐採を除き、原則として木竹の伐採は行わないこと。	
跡地の緑化	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行うこと。		(2) 伐採を行った場合には、樹木により植栽をすること。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	(1) 原則として、屋外における物品の集積又は貯蔵は行わないこと。		(2) できる限りこのゾーンにおける物品の屋外集積は控えること。	(3) 主要な展望地、道路からできる限り見えない位置、規模とすること。 (4) 敷地境界線からできる限り後退するとともに、物品を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。
	遮へい	-		(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 (2) 敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	掘採又は採取の方法	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行うこと。	(2) 原則として、鉱物の掘採又は土石等の採取は行わないこと。	(3) できる限り鉱物の掘採又は土石の採取は、控えること。 (4) やむを得ず掘採又は採取を行う場合は、主要な展望地、道路から行為の場所が見えないように掘採又は採取の方法を工夫すること。	
	遮へい	-		(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 (2) 敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと。	
	事後の措置	-		(1) 長大な法面又は擁壁が生じないよう努めること。 (2) やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とすること。 (3) やむを得ず擁壁が生じる場合には、擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 (4) 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。	

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行う場合を除き、このゾーンにおける土地の区画形質の変更は行わないこと。(注4)	(2) できる限りこのゾーンにおける土地の区画形質の変更は控えること。	(3) 長大な法面又は擁壁が生じないよう努めること。 (4) やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とすること。 (5) やむを得ず擁壁が生じる場合には、擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 (6) 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	
	緑化		-	(1) 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。	
水面の埋立て又は干拓	-	(1) 【この基準については宍道湖湖面ゾーンのみ適用】 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行う場合を除き、このゾーンにおける水面の埋立て又は干拓は行わないこと。			

- ※1) 垣、さく、塀、擁壁等
- ※2) 煙突、排気塔等、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等、電波塔、記念塔、物見塔等、高架水槽、冷却塔等、彫像、記念碑等
- ※3) 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等
- ※4) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント等、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等
- ※5) 自動車車庫の用に供する立体的施設
- ※6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物
- ※7) 広告板、広告塔、装飾塔等

- (注1) 宍道湖湖面ゾーンにおいて、河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき行為を行う場合の規模、形態、意匠、色彩、素材及びその他の基準については、水際景観ゾーンの基準に準ずるものとする。
- (注2) この地域における「主要な展望地」とは、田和山史跡公園、宍道湖夕日スポット、ふるさと森林公園、出雲自転車道、出雲空港、仏経山、摺木山、旅伏山、一畑薬師、一般国道9号、一般国道431号、JR山陰本線、一畑電鉄等をいう。
- (注3) この地域における「主要道路」とは、一般国道9号、一般国道431号、県道斐川一畑大社線をいう。
- (注4) 宍道湖湖面ゾーンにおいて、河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき行為を行う場合の、変更後の形状及び緑化の基準については、築地松散居集落ゾーンの基準に準ずるものとする。



出雲市景観計画

第3章 良好な景観づくりへの取組

市、市民、事業者が相互に役割分担と連携・協力によってより良好な景観づくりを進めるために、以下のことに取り組んでいきます。

1 市・市民・事業者の連携による景観まちづくり

1-1 景観まちづくりのための組織づくり

良好な景観形成を実現するためには、市が主導的役割を果たしながら適切な規制・誘導や支援策を展開することはもちろんですが、市民や事業者の理解や協力、参画が不可欠です。景観法においては、市民や NPO 団体、公益法人が景観形成に参画できる制度を定めており、市民や各種団体が景観形成に参画できる施策を積極的に活用し、取組に対する支援を図るとともに、市民や事業者の景観に関する理解と意識の醸成を積極的に図っていきます。

また、景観は行政区域ごとで線引きされるものではなく、背景や借景となる景観もあり、宍道湖など一体的な景観形成を図るべきものについては、県や他の自治体と横断的に連携を図るため、※景観協議会などを活用し、景観づくりの整合・調整を図っていきます。

※景観法第 15 条に基づき、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者および景観整備機構により組織された協議会を作ることができる。

1-2 建築士や建設業者などとの連携

良好な景観形成の取組において、市民一人ひとりが景観は市民共通の財産であるとの認識のもと、誇りと愛着を持つことができる良好な景観形成を推進していくことが大切ですが、専門的知識や経験のある建築士や建設業者の協力が不可欠となります。これらの専門家と出雲市の景観に対する考えを共有し、連携・協力しながら良好な景観形成に努めていきます。

1-3 電力・通信会社との連携

市街地における良好な景観形成のためには、無電柱化が大きな課題となっています。無電柱化にはさまざまな方法がありますが、費用面の問題をはじめ、事前に調整が必要な項目が多いため、電柱を所有する電力会社や通信会社との連携を図りながら、実現に向けた取組を進めていきます。また、電柱をカラーポールにするなどの取組についても連携を図っていきます。

また、近年、携帯電話の基地局の建設が急増しており、時代の要請からこの傾向は今後も続くものと思われます。これらの基地局は景観形成に少なからず影響を与えることがあるため、関係の事業者と十分に協議を行っていきます。

2 景観まちづくりの普及・啓発

2-1 景観計画、景観条例などの普及・啓発

景観計画、景観条例などの施策の普及・啓発を図るため、パンフレットを作成しPRに努めます。また、景観セミナーやシンポジウムなどを開催するとともに、表彰制度等により、景観に対する市民の意識向上を図っていきます。

2-2 築地松景観の保全推進

出雲固有の生活様式に根ざした築地松散居集落は、出雲らしさの象徴とも言えます。このかけがえのない景観を後世に伝えていくため、現在、島根県・出雲市・地域住民で構成する築地松景観保全対策推進協議会を中心として、保全に努めています。

また、築地松所有者自らが、誇りを持てるよう築地松景観のPRに努めるとともに、築地松散居集落一帯の効果的な保全方法を更に検討していきます。

※築地松景観保全対策推進協議会及び築地松景観保全対策助成金制度概要

築地松景観保全対策推進協議会は、出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観を形成している築地松を後世に伝え残すための活動を進めています。また、この協議会において、築地松の織り成す景観を守り、育てるため、「築地松景観保全住民協定」を結んでいる築地松所有者に対して、築地松の維持管理に要する経費を助成しています。

3 景観形成地域の拡充

きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図る景観形成地域を拡充していくことにより、地域の景観まちづくりを推進していきます。また、景観形成地域の制度の周知に努めるとともに、関係地域を積極的に支援していきます。

4 公共事業における景観形成の推進

良好な景観形成を図っていくためには、国及び地方公共団体は自ら率先して先導的な景観づくりを行っていかねばなりません。このため、公共事業に係る景観形成指針を別に策定し、市が行う公共事業等はこの指針にそって行っていきます。また、国や県、その他の公共的団体にも公共事業等の実施に当たっては、この指針に配慮するよう要請し、協議を行っていきます。

5 都市計画制度等の活用

5-1 地域の個性を活かした景観の形成

地域の個性を活かした景観の形成を図るため、重点的に景観整備を図る地域などにおいては、景観法に基づく景観協定や建築基準法に基づく建築協定などを活用し、地域の個性を大切にする景観づくりを進めていきます。

5-2 地区計画制度や高度地区制度の活用

計画的な整備と良好な都市景観の形成を図る地域においては、都市計画法に基づく地区計画制度を活用して適切な景観誘導を図ります。また、良好な居住環境の保全や歴史的な景観を保全する地域について、地域特性に応じた建築物の高さの規制誘導のための都市計画法に基づく高度地区の指定を検討します。

6 景観審議会

景観は、人間の感性で判断する部分など、定量的に評価できない部分があり、一定のルールを定め規制・誘導するだけでは不十分な側面があります。そこで、景観行政を推進するにあたっては、市民や各種団体の代表、専門家や学識経験者で構成される出雲市景観審議会を組織し、様々な立場から専門的な意見を景観形成に反映させていきます。

資 料 編

1. 出雲市景観計画策定経過

平成17年度		景観基礎調査
平成18年	7月	住民アンケートの実施
	9月	出雲市景観まちづくりの基本条例制定
	10月	景観法に基づく景観行政団体への移行 第1回出雲市景観審議会
	11月	第2回出雲市景観審議会
平成19年	1月～3月	住民説明会(13会場)
	8月	第3回出雲市景観審議会
	11月	神西湖周辺景観形成地域住民説明会 第4回出雲市景観審議会
	12月	出雲市景観計画(案)縦覧(12/14～H20.1/15)
平成20年	1月	第5回出雲市景観審議会・都市計画審議会 答申
	3月	出雲市景観条例制定・出雲市景観計画(告示)
	10月	出雲市景観計画及び出雲市景観条例施行

【斐川町との合併に伴う景観計画の一部改正】

平成24年	11月	平成24年度出雲市景観審議会
平成25年	4月～8月	景観計画素案の作成作業
	8月	都市計画審議会
	9月	平成25年度第1回出雲市景観審議会
	10月	斐川地域住民説明会(斐川東中、斐川西中校区)
	10月～11月	パブリックコメントの実施(10/15～11/14)
	12月	第2回出雲市景観審議会
平成26年	1月	出雲市景観計画一部改正(案)縦覧(1/8～1/22)
	2月	都市計画審議会・第3回出雲市景観審議会 答申
	3月	景観計画変更の決定(告示) 出雲市景観条例の一部改正
	7月	出雲市景観計画及び出雲市景観条例施行 (斐川地域に係る受付開始)

2. 出雲市景観審議会委員名簿

(敬称略)

(平成26年3月時点)

委員の区分		氏名	職名	備考
市議会委員(1名)		福代 秀洋	出雲市議会副議長	
学識委員	建築	遠藤 婦美代	島根県建築士会出雲支部会員	
(5名)	文化財	米山 美保子	出雲市文化財保護審議会委員	
	美術	春日 美由紀	出雲市立河南中学校教諭	
	土木	櫻 隆之	出雲市建築審査会会長	
	道路	平田 明子	国土交通省道づくり女性会議委員	
各種団体代表委員		三吉 庸善	出雲商工会議所会頭	副会長
(7名)		大島 治	平田商工会議所会頭	
		室家 隆一	出雲商工会会長	
		長岡 秀治	斐川町商工会会長	
		手銭 白三郎	出雲地区森林組合代表理事組合長	
		米原 稔	いずも農業協同組合代表理事組合長	会長
		周藤 昌夫	斐川町農業協同組合代表理事組合長	
市民委員		遠藤 泰夫	出雲市自治会連合会副会長	
(2名)		持田 和枝	NPO法人シャーネ・エレテ今市 理事	
		計15名		



編集・発行／出雲市 都市建設部 建築住宅課

〒693-8530 島根県出雲市今市町 70 番地

TEL (0853) 21-2211 (代)